

東京都ナースプラザ運営協議会設置要綱

(設 置)

第1 東京都ナースプラザ（以下「プラザ」という。）の円滑かつ効果的な運営を行うため、東京都ナースプラザ運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) プラザの事業計画に係る調整に関すること。
- (2) その他プラザの運営に関すること。

(構 成)

第3 協議会は、学識経験を有する者、関係機関代表及び医療機関代表のうちから、福祉保健局長が委嘱し、又は任命する委員12名以内で構成する。

(任 期)

第4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招 集)

第6 協議会は、会長が招集する。

(会議の公開)

第7 会議、会議に係る会議録及び資料等は、公開する。ただし、協議会が必要と認めた場合は、その決定により公開しないことができる。

(関係者の出席)

第8 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(庶 務)

第9 協議会の庶務は、福祉保健局医療政策部医療人材課において処理する。

(補 則)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。